

平成 29 年 8 月 31 日

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会

平成 29 年 8 月 31 日

◎ 議事日程 第 1 号

平成 29 年 8 月 31 日（木曜日）午後 1 時 30 分開議

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議案第 11 号 平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

第 4 議案第 12 号 平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 5 議案第 13 号 平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について

第 6 議案第 14 号 平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

第 7 一般質問

◎本日の会議に付した事件

ページ

日程第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第 3	議案第 11 号 平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・	4
日程第 4	議案第 12 号 平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・	4
日程第 5	議案第 13 号 平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について・・・・・・・・	4
日程第 6	議案第 14 号 平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について・・・・・・・・	4
日程第 7	一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(追加日程)	議案第 15 号 監査委員の選任について・・・・・・・・	20

◎出席議員（30 人）

志 田 常 佳	丸 山 広 司	草 間 敏 幸
笹 川 信 子	五位野 和 夫	石 山 洋 子
阿 部 正 行	浅 野 一 明	庭 野 政 義
木 原 大 輔	尾 形 修 平	大 岩 勉
田 原 実 雄	堀 川 義 恒	佐 藤 涉
駒 形 信 晃	石 川 川 恒	佐 藤 肇
腰 越 雅 之	渡 辺 栄 六	青 木 順 也
武 石 修 三	松 原 良 政	清 野 眞 マ
加 藤 喜 一 郎	高 橋 信 男	石 田 春 エ
石 垣 喜 一 郎	伝 信 男	松 浦 次

◎説明のため出席した者

広 域 連 合 長	篠 田 昭
副 広 域 連 合 長	渡 邊 廣 吉
事 務 局 長	野 本 信 雄
業 務 課 長	酒 井 億
総 務 係 長	滝 澤 竜 大
企 画 係 長	荒 木 千 里
資格保険料係長	滝 沢 明
医療給付係長	小 松 浩 之

◎職務のため出席した者

議会事務局長	八 木 明
議会事務局員	堀 川 丈 彦
議会事務局員	須 田 幸 恵

午後 1 時 30 分 開議

○議長（志田常佳） 開議に先立ち、諸般の報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付のとおり、監査結果の報告です。

監査委員より、本年 3 月から 7 月までに行われた例月現金出納検査の結果についての提出があり、議長においてこれを受理しておりました。

検査の結果、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものです。

ここにご報告を申し上げます。

○議長（志田常佳） これより、平成 29 年新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員は 30 名全員であり、地方自治法第 292 条において準用する同法第 113 条の規定により、定足数に達しております。

△日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（志田常佳） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により、議長において五位野和夫議員及び青木順議員を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定について

○議長（志田常佳） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決しました。

-
- △日程第 3 議案第 11 号 平成28年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
 - △日程第 4 議案第 12 号 平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - △日程第 5 議案第 13 号 平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について
 - △日程第 6 議案第 14 号 平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（志田常佳） 次に、日程第 3、議案第 11 号「平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第 6、議案第 14 号「平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」までを一括議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

◎広域連合長（篠田昭） 議長。

○議長（志田常佳） 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、説明〕

◎広域連合長（篠田昭） 広域連合長の篠田であります。

それでは、議案第 11 号から第 14 号につきまして説明をさせていただきます。

初めに、議案第 11 号、「平成 28 年度 新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」及び議案第 12 号、「平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 1 項の規定に基づき調製した決算に、同条第 2 項の規定による監査委員の審査意見書を付して、

同条第3項の規定による議会の認定を頂くため提案するものであります。

それでは、歳入歳出決算の状況を申し上げます。

初めに、一般会計の決算についてです。

主な歳入は、構成する県内全市町村からの負担金のほか、国庫補助金などであり
ます。

次に、主な歳出であります。

事務局運営経費などの、後期高齢者医療制度の円滑な運営に必要な経費であり、
財政運営にあたっては経費の削減と効率化を図ってまいりました。

平成28年度一般会計の決算額は、千円単位で申し上げますと、歳入総額10億
803万8千円で、収入率100.1%、歳出総額9億5,973万8千円で、執行率95.3%、
歳入歳出差引額は4,830万円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算についてです。

まず、主な歳入は、構成する県内全市町村からの支出金のほか、国、県、支払
基金からの支出金及び基金繰入金などであります。

次に、主な歳出ですが、療養給付費などの保険給付費のほか、健康診査事業を
実施する保健事業費などであります。

平成28年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、これも千円単位で申し上げま
すと、歳入総額2,643億3,418万3千円で、収入率101%、歳出総額2,595億590
万9千円で、執行率99.2%、歳入歳出差引額は、48億2,827万4千円となってお
ります。

次に、議案第13号、「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算」についてですが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1万2千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億4,999万9千円とするものであります。

内容としましては、平成28年度国庫補助事業の精算に係る経費を補正するもの
であります。

次に、議案第14号、「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計補正予算」についてですが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ47億7,254
万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,680億5,013万7千円と
するものであります。

内容としましては、平成28年度医療給付費の実績に基づく各種負担金や各種補
助金等の精算に係る経費などを補正するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（志田常佳） なお、この際、事務局長から本件についての補足説明の発言ならびに追加で資料を配付したいとの申出がありましたが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、これより追加で資料を配付させていただきます。

〔資料の配付〕

◎事務局長（野本信雄） 議長。

○議長（志田常佳） 発言を許可します。野本事務局長。

〔野本事務局長、自席、説明〕

◎事務局長（野本信雄） それでは、議案第 11 号から第 14 号についての補足説明をさせていただきます。

失礼して、自席にて着席して説明させていただきます。

今ほど、追加配付させていただきました資料「平成 28 年度決算に係る事業概要説明」を説明させていただきます。

お手元にご用意お願いいたします。

なお、この資料は、事前配付いたしました「平成 28 年度主要な施策の成果報告書」について、主なものの経年変化を見るためにグラフ化したものでございます。

まず、「1 被保険者数の推移」についてですが、被保険者数は平成 28 年度の月平均で 363,916 人となり、対前年度比で、1.4%の増となっております。伸び率は、全国平均から見ますと比較的穏やかな増加となっております。

次に、「2 医療給付費の推移」についてですが、平成 28 年度は、2,501 億 1,400 万円で、対前年度比は 0.2%の増となっております。医科・歯科の伸びは比較的少なく、調剤・その他療養費では、減となっております。こちらも全国平均から見ますと、比較的緩やかな増加となっております。

次に、「3 一人当たり医療給付費の推移」を見ますと、平成 28 年度は年額 687,284

円となり、対前年度比で 1.1%の減となっております。この減少傾向は、全国的にも見られる現象でございます。なお、前年度に引き続き、全国で新潟県が一番低い額となっております。

次に、「4 保険料収入(現年度分)の推移」ですが、28 年度は 150 億 8,600 万円で、対前年度比は 2.6%の増となります。平成 26 年度、27 年度ともに、保険料収入が落ちておりますが、これは年金支給額が、特例水準の段階的な調整により減額されたことにより、高齢者の収入が減少したことによるものでございます。

一方、平成 28 年度につきましては、年金の減額調整による特例水準が解消されたことにより、支給額の引き上げが行われ、また給与水準につきましても上昇傾向にあったことから、保険料収入が増加に転じたものであります。

この増加傾向は、次の「5 一人当たり平均保険料の推移」にも言えることであり、平成 28 年度の一人当たり保険料は年額 39,515 円で、前年度より 1.2%の増となっております。

また次の、「6 保険料軽減額と対象者の推移」ですが、保険料の均等割額の 2 割・5 割軽減対象者について、軽減対象の拡充が行われたことにより、平成 28 年度は保険料の軽減額が、74 億 900 万円で、前年度比 1.5%増、対象者数は 265,465 人で 2.4%の増となっております。

なお、医療費等を一定の割合で市町村が負担する「7 市町村負担金の推移」は、平成 28 年度は 252 億 6,700 万円であり、対前年度比で 0.7%の減となっております。これは、公費負担となる被保険者分の医療給付費が減少したことによるものでございます。

この資料についての説明は以上でございます。

次に、議案書と併せて送付いたしました薄い冊子「平成 29 年 8 月定例会提出議案の概要」という資料をお手元をお願いいたします。ではこの資料により、ご説明させていただきます。

概要の 1 ページをお開きください。緑色の紙の次のページでございます。

議案第 11 号「平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」主なものをご説明いたします。

なお、説明の都合上、決算額は千円単位とし、決算書本体の該当ページ数を各説明欄に記載しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

決算概要は、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額ともに記載のとおりであり、差引額は、平成 29 年度に繰り越し、市町村からの共通経費負担金の減額や国庫負担金の精算などに用います。

中ほどの「主な歳入」の欄になりますが、市町村から事務的経費に対してご負担をいただく「分担金及び負担金」のほか、長寿・健康増進事業に対して受ける「国庫支出金」などがございます。金額については、記載のとおりであります。

なお、「国庫支出金」は、前年度と比べて減少しております。これは、平成 27 年度まで一般会計で収入していた「特別調整交付金のうち長寿・健康増進事業分」の一部を、平成 28 年度から「後期高齢者医療特別会計」で受けるように変更したことによるものであります。

また、諸収入において、前年度と比べて減少しておりますが、これは主に国保連合会からの返還金が減少したものであります。

これが、上段の「決算概要」での対前年度比較での減額の主な理由であります。

続きまして、「主な歳出」の欄になります。

「一般管理事務費」の「特別会計事務費繰出金」ですが、医療給付に関係する事務費を特別会計へ繰出すものであります。

以下、関係事業費の金額及び主な用途については、記載のとおりであります。

次に、3 ページをご覧ください。ねずみ色の紙の次のページでございます。

議案第 12 号「平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」主なものをご説明いたします。

決算概要は、歳入決算額、歳出決算総額、歳入歳出差引額ともに記載のとおりであります。

差引額 48 億 2,827 万 4 千円は、平成 29 年度に繰り越しますが、このうち、45 億 247 万 4 千円は、平成 28 年度分の医療給付費の精算により、国・県・市町村及び支払基金に対する返還金の財源として充当するため、実質的な繰越額は 3 億 2,580 万円となります。

次に、中ほどの「主な歳入」の欄になります。

「市町村支出金」、「国庫支出金」、「県支出金」、「支払基金交付金」は、主に、歳出における医療給付費の財源として、個々に定められた負担率により受け入れるものであります。

「繰入金」ですが、特別会計に係る事務費の財源として受け入れた「一般会計繰入金」のほか、保険料率据え置きに必要な財源として「医療財政調整基金」から取り崩した「医療財政調整基金繰入金」であります。

「繰越金」は、平成 27 年度からの繰越金でございます。

次に、「主な歳出」の欄です。

「総務費」ですが、決算額 10 億 8,885 万 7 千円となります。

事業別の主な内訳は3ページ下段から4ページ上段に記載のとおりであります。

次に、4ページの「保険給付費」ですが、決算額は記載のとおりであり、療養諸費の療養給付費、その他療養諸費、審査支払手数料及び高額療養諸費、葬祭費であります。平成27年度に比べまして、全体として0.2%の増となっておりますが、主に療養給付費の伸びによるものであります。

下段の「県財政安定化基金拠出金」ですが、保険料収入額の不足等に対する財政リスク軽減のため、新潟県が設置しております基金に対しての広域連合からの拠出金でございます。国1／3、県1／3、広域連合が1／3を拠出し、基金を造成しております。

5ページの「保健事業費」ですが、健康診査については、各市町村への委託料であり、受診率は全体で23.6%。前年度より0.3ポイント減少しております。

次に、7ページをご覧ください。ここでは、議案第11号及び議案第12号に関連する「財産の状況」についてご説明をいたします。

「後期高齢者医療財政調整基金」ですが、これまでの後期高齢者医療特別会計の実質繰越金を基金に積み立てていたものであり、決算年度末現在高は、記載のとおりであります。

この積立金は、次年度以降の保険給付費に充当いたします。

次に、9ページをご覧ください。黄色の紙の次のページであります。

議案第13号「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について」ご説明いたします。

補正予算額は1万2千円の追加であります。

補正理由であります。平成28年度の国庫補助事業の精算に係る経費を補正するものであります。「歳入予算」の「繰越金」については、国庫補助事業の精算を行うための財源とするものであります。

「歳出予算」では、総務費の一般管理費の「償還金」は、平成28年度医療制度事業費補助金の精算による国への返還に要する経費であります。

次に、11ページをご覧ください。青色の紙の次のページです。

議案第14号「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」ご説明いたします。

補正予算額は47億7,254万4千円の追加であります。

補正理由ですが、平成28年度保険給付費等の実績に基づき、各種の負担金等の精算に係る経費を補正するものであります。

「歳入予算」であります。が、「市町村支出金」の「療養給付費負担金過年度分」

は、平成 28 年度の医療給付費等の実績に基づく精算により、負担金の不足分を受け入れるものであります。

「繰越金」は、前年度繰越金の一部を、保険給付費等の実績に基づく精算により返還金の財源とするために繰り越すものであります。

「歳出予算」では、「諸支出金」の「償還金」で、国・県・市町村・支払基金から受け入れた平成 28 年度分の負担金等を、医療給付費等の実績に基づく精算により返還する費用として補正するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（志田常佳） なお、この際、監査委員から議案第 11 号及び第 12 号についての審査結果の発言を求められておりますので、これを許可します。

小柴代表監査委員。

◎監査委員（小柴昭彦） 監査委員の小柴です。よろしくお願いします。

それでは、決算審査報告をいたします。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。

また、予算の執行状況についても、適法かつ適正に執行されたものと認められました。

意見のまとめについて申し上げます。

今後も医療費の増加が見込まれ、また医療・介護・福祉による地域包括ケアシステムの推進が求められる中で、本制度は安定かつ持続的に運営されていかなければなりません。そのために、医療費適正化に向けた取り組みや被保険者の健康寿命延伸のために保健事業を推進するとともに、医療費の動向把握や新潟県の特徴を踏まえた医療費分析を行い、医療給付の円滑な給付に努めていただきたいと思います。

これからも、本制度が住民の理解と協力を得て、被保険者の健康の保持・増進に寄与するよう望むものであります。

なお、詳細につきましては、お手元の歳入歳出決算審査意見書をご参照いただきたいと思います。

以上で、決算審査に係る意見の報告を終わります。よろしくお願いします。

○議長（志田常佳） それでは、これより、議案第 11 号「平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

五位野和夫議員。

◆五位野和夫 はい。議長。

〔五位野和夫議員、登壇、討論〕

◆五位野和夫 柏崎の五位野です。それでは、議案第 11 号「平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」反対の討論をいたします。

平成 28 年度は一般会計では歳入歳出差引額は 4,830 万円ではありますが、単年度収支は 238 万円の減となっております。様々なかたちで円滑な制度運営に努めていただいておりますけれども、後期高齢者医療制度は高齢者を別枠の保険に分離し、しかも負担が多いということから保険料の大幅な軽減措置を導入して開始されました。この軽減措置がなければスタートできないということ自体が無理な制度であることを表していると思います。

また、高齢者は病気になりがちなことと、あわせて年金も減っている状況であります。さらに、国はこの軽減措置をなくしていくことを明確にしています。このことも今後の運営の支障になります。こういった仕組みの保険に対して反対の立場であります。

毎年、軽減措置の特例の延長や保険者の保険財政基盤安定を図るための要望書が全国後期高齢者医療広域連合協議会の会長名で厚生労働大臣へ提出されております。決算の審査意見書の結びでは、財産である「基金を有効に活用し、制度の安定的な運営と被保険者の負担軽減に努められたい。」としており、最後に、「これからも、本制度が住民の理解と協力を得て、保険者の健康の保持・増進に寄与するよう望む。」と締めくくられています。自己負担無料で健康診査を実施されておりますけれども、高齢者の健康の保持・増進に取り組まれて評価するところで

ありますけれども、全国後期高齢者医療広域連合協議会の要望にも反する運営ではないでしょうか。

以上、高齢者に対する医療制度は当然必要ではありますが、この制度は高齢者の負担をより求める制度であり、導入時の問題と運営においても持続性が問題視される制度を指摘し、決算の認定に反対いたします。あわせて、議案第 12 号「平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」におきましても、同様の趣旨で認定に反対することを申し上げ、討論を終わります。

○議長（志田常佳） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

○議長（志田常佳） これより、議案第 11 号「平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

○議長（志田常佳） 次に、議案第 12 号「平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

○議長（志田常佳） これより、議案第 12 号「平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

○議長（志田常佳） 次に、議案第 13 号「平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

○議長（志田常佳） これより、議案第 13 号「平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（志田常佳） 次に、議案第 14 号「平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

○議長（志田常佳） これより、議案第 14 号「平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

△日程第 7 一般質問

○議長（志田常佳） 次に、日程第 7、一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

質問をする際は、通告した内容の範囲内での質問とし、通告した内容から外れることのないよう、お願いいたします。

また質問回数は 3 回までとなりますが、初回は登壇席から、2 回目以降につきましては議席から発言をお願いいたします。

なお、申し合わせによりまして、あらかじめ発言時間の制限をいたしております。

発言時間は、1 人 15 分以内、答弁を含めて 30 分以内となっております。

五位野和夫議員。

◆五位野和夫 はい。議長。

〔五位野議員、登壇、質問〕

◆五位野和夫 それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、保険料軽減判定におけるシステム誤りの対応について伺います。

最初に、保険料軽減判定におけるシステム誤りについて、広域連合として国へどのような対応を求めたのか伺います。

今年2月25日の広域連合議会、全員協議会で保険料軽減判定におけるシステム誤りがあることが報告され、4月25日付けで広域連合より影響額等が確定した旨の内容の資料をいただきました。

概要は、後期高齢者医療広域連合の電算処理システムの設定に誤りがあり、平成20年の制度発足以来、一部の被保険者について保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されていたというものでありました。

このことにより、全県で154人の方が175万5,400円を追徴され、551人の方が979万2,000円の還付を受けるとのことでありました。

プレス発表では、厚生労働省はこの誤りは平成23年以来、保険料の正しい計算方法に関する問い合わせをきっかけに認識していながら、標準システムの改修を行わず、問い合わせのあった広域連合に対して正しい計算方法を個別に回答するなどにより、対応していました。国はプレス発表以後、スケジュールを示しながら対応にあたってきたわけではありますが、再発防止として「今回の事案の原因は、後期高齢者医療制度創設当時のシステムの設定の誤りにありますが、今後のシステム改修に当たっては、複数の担当者による確認を徹底いたします。」とホームページ上で公表していますが、当広域連合として国へどのような対応を求めたのか伺います。

二つ目に、市町村における対応業務についての費用は国の責任で対応するものとするがどうかということであります。

今回のシステム誤りについて市町村は、賦課変更決定通知書の作成、送付、還付及び徴収の手続きを行いました。私のおります柏崎市でも過小賦課による追徴で、これが6件、過大賦課による還付、これが23件の誤りが確認され、該当者に

通知を行うとともに、追徴世帯には個別に連絡を取り、必要に応じて戸別訪問を実施し、お詫びをするとともに、状況について説明を行いました。追徴6件、還付23件と多くはないのかもしれませんが、この対応に市の職員は超過勤務や通知の発行など市の財政からの支出となります。国の制度の変更、システムによる改修などは、国の予算でかかる経費が措置されるものと理解しておりますけれども、今回の事例では市町村の対応に関する費用はどこがどのような負担となっているのか伺います。

大きな二つ目です。

保険料軽減措置の見直しと窓口負担の対応について伺います。

一つ目、保険料、この所得割の軽減措置が平成30年度で廃止されるなど、他の社会保険、保障とあわせて被保険者の負担は毎年増えていきます。この中で、高齢者の命を守る後期高齢者医療制度においては、被保険者の負担可能な保険料にすべきと考えますが、まず伺います。

昨年11月1日、後期高齢者医療懇談会が開催され、その会議録では後期高齢者の保険料軽減特例の見直しについて、「これらの被保険者の急激な負担増につきましては、保険料の滞納などにも結びつく可能性がございますので、当広域連合では、国に対して、急激な負担増とならないよう経過措置等を設けるようにと要望をしております。」と心配の声が上がり、さらに、事務局の説明では9割軽減を7割軽減とした場合、新潟県全体で4億円ほどの保険料が増えます。それから、8.5割軽減が7割軽減に戻された場合は3億5千万円ほど増加する見込みとなっております。ですから、合計で7億5千万円ほどが保険料としての収入が増えるということになります。

つまり、軽減をしていた分の補充を国がしていたものですから、それを軽減しないことになると国の負担が減ることになりますと、説明されています。

つまり、この医療制度を国主導で立ち上げておきながら、国の負担を減らし、高齢者へ負担を増やしていくというものであります。75歳以上の多くの高齢者は収入が年金のみとなり、収入が限られてしまい、厳しい生活状況にあります。高齢者の命にかかる後期高齢者医療制度では決算審査書の「1 決算審査」意見書の結びでは、毎回「これからも、本制度が住民の理解と協力を得て、被保険者の健康の保持・増進に寄与するよう望む。」とされていますが、払える保険料に導いていくことこそ、被保険者の健康の保持・増進に寄与する医療制度となるのでしょうか、伺うものであります。

二つ目、被保険者証の更新日である8月1日以降、同一世帯に被保険者が複数

いる世帯から医療機関窓口での自己負担割合がこれまでの1割から3割になったことに困惑しているとの声が寄せられました。せめて、この3割負担となる人に対する緩和措置が必要と考えますが、伺います。

この質問のきっかけは、8月上旬、後期高齢者医療の被保険者の女性から「夫の医療費が3倍になった。なぜですか。」との声が寄せられたことによるものであります。それではということで、市の担当窓口で説明を受けましたが、きちんとパンフレットを使って医療機関での自己負担割合について説明をしていただきました。相談された女性は、「私はそれなりに収入があるので、私の窓口負担3割はしょうがないとしても、少ない年金しかない夫がなぜ8月からいきなり3割になったのか納得できない。」としながらも、「同一世帯に被保険者が複数いる場合、加入者全員の収入の合計が520万円未満の場合は世帯として負担に応じていただきたいということで、夫も3割になったと言われましたが、それにしても理解に苦しんでいる。」ということをお話されました。

負担のあり方そのものに異論はありますけれども、1割負担を一気に3割負担にという重い負担となります。せめて、この3割負担となることに対する緩和措置が必要と考えますが、連合長のお考えを伺うものであります。

1回目の質問を終わります。

◎広域連合長（篠田昭） 議長。

○議長（志田常佳） 篠田広域連合長。

◎広域連合長（篠田昭） 五位野和夫議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「保険料軽減判定におけるシステム誤りへの対応について」のうち、「広域連合としての国への対応」についてであります。

当広域連合では全国の他の広域連合と連携し、本年6月に厚生労働大臣に対しまして、システム改修時のチェック体制の整備及び再発防止対策の徹底を図ること、標準システムは、さらなる抽出漏れの無いよう検証するとともに、計算ツールを使用した複雑な事務作業を行わず、標準システム上で完結できるよう、一刻も早く改修を行うこと、本事案により、広域連合及び特別区を含む市町村がその対応・処理に要した経費については、国が全額負担すること、国と広域連合間において、疑義照会の結果等を共有することができる体制を構築すること、また、国が重要案件の公表等を行う場合は、予め広域連合に十分な情報を伝えること、

税法上の所得をそのまま引用できるよう保険料算定に係る政令改正を早急に行うこと、以上この５項目について要望を行いました。

次に、「市町村における対応業務についての費用」についてであります。

今ほどお答えしたとおり、広域連合及び市町村で要した費用については、すでに国が全額負担するよう求めています。

次に、「保険料軽減措置の見直しと窓口負担の対応」についてのご質問にお答えします。

初めに、「保険料軽減措置の見直し」についてのご質問です。

保険料については、所得に応じて賦課する「所得割額」と被用者保険の被扶養者であった方の「均等割額」の特例措置について、今年度から見直しを行いました。

この特例措置は老人保険制度から後期高齢者医療制度に移行した際の激変緩和措置であり、現状では、世代間・世代内で大きな格差が生じております。

特例措置の見直しは、制度の安定的かつ継続的な運営に有効であるとともに、世代間・世代内の公平性の確保という観点で必要であると考えております。

なお、今回の見直しは保険料の軽減割合を段階的に本則に戻すものでありますが、低所得者に対する軽減措置として、所得状況により９割もしくは８．５割の軽減とする特例措置は今後も継続してまいります。

次に、「窓口負担の対応」についてです。被保険者の医療費の一部負担割合については、同一世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者の中に住民税課税所得が１４５万円以上の方がいる場合、３割となります。

ただし、この場合においても同一世帯内の被保険者全員の収入合計が５２０万円未満であるなど、一定の要件を満たした場合、申請いただくことにより、一部負担割合は１割となります。医療費負担は、世帯の負担能力に応じて求めることが原則であり、同一世帯の被保険者の所得状況に応じて一部負担割合の判定を行うことは必要でありますので、これも緩和措置は考えてございません。

◆五位野和夫 議長。

○議長（志田常佳） 五位野和夫議員。

◆五位野和夫 すみません、再質問をさせていただきますが、ちょっとシステム誤りへの対応について私がよく聞こえなかったのをお願いしたいのですけれども、

最初の国に対する要望としては、市町村の業務に関しては国に全額費用を求めたと仰られましたが、二つ目の市町村が実際にかかったところに関しては先ほど申し上げたように、国へ全額負担を求めていますというところでありまして、まだ市町村に対するかかった費用というのは全額市町村の方に支払われるということが決まったということで理解してよろしいのでしょうか。ちょっと私は最後のところがよく聞き取れなかったというか、ちょっとよく分からなかったので、そのところをお願いしたいと思いますし、すみません、後半の方の窓口負担、保険料の関係ですけれども、窓口負担は世帯として負担をお願いしたいと話がありましたが、加入は個人でということになっていて、負担は世帯でということに対しては、このところはですね、私は疑問があるところだと思いますし、軽減措置の廃止という方向、軽減という方向でも、公平性ということに対しては、やはり年々収入が減ってくる、そして収入の方向が少なくなってくるこの高齢者に対する負担を求めるということは、いささか継続性に大きく疑問があるということとを最後に述べておきたいと思いますけれども。

連合長の方からは最初の負担についてはっきりと市町村の方の経費の負担は国がもつということが確定されたのかどうか改めてお聞きいたします。

◎**広域連合長（篠田昭）** 議長。

○**議長（志田常佳）** 篠田広域連合長。

◎**広域連合長（篠田昭）** 先ほど、ご答弁したように、システム誤りへの対応について広域連合として国への対応については5項目の要望を行ったということであります。そして、市町村における対応業務についての費用について、これも経費についてはすべて国が全額負担するよう求めている、ということでもあります。

そして、二点目の保険料軽減措置の見直しと窓口負担の対応について、やはり医療費負担は世帯の負担能力に応じて求めることが原則であるということでもありますので、同一世帯の被保険者の所得状況に応じて一部負担割合の判定を行うことが必要というふうに考えているということでもあります。

◆**五位野和夫** 議長。

○**議長（志田常佳）** 五位野和夫議員。

◆**五位野和夫** 市町村の経費について最後にもう一回伺います。求めていますということで、国に対してその市町村の経費負担をするという返事はまだ来ないということであるのでしょうか。その経費負担についての国の意向というのは今のところどうなっているのか、最後、連合長の方では改めて求めているということでしたけれども、その求めていることがきちんと措置されるのかどうか、改めて伺います。

◎**広域連合長（篠田昭）** 議長。

○**議長（志田常佳）** 篠田広域連合長。

◎**広域連合長（篠田昭）** これについては、求めているという段階で、まだ返事が来ていないということであります。

○**議長（志田常佳）** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

△日程追加 議案第 15 号 監査委員の選任について

○**議長（志田常佳）** ただ今、広域連合長から議案第 15 号「監査委員の選任について」が提出されました。

ここで、本議案を配付いたします。

〔議案の配付〕

お諮りいたします。ここで、日程を追加し、本議案を議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、本件は議員の除斥に該当いたしますので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 117 条の規定により、笹川信子議員の退場を求めます。

〔笹川議員 退場〕

広域連合長の説明を求めます。

◎**広域連合長（篠田昭）** 議長。

○**議長（志田常佳）** 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、説明〕

◎**広域連合長（篠田昭）** 議案第 15 号「監査委員の選任について」説明させていただきます。

監査委員の選任につきましては、これまで、魚沼市議会より選出の渡辺一美議員にその職を務めていただいておりますが、本年 7 月 2 日をもって当広域連合議員の任期が満了したことに伴い、その職についても退任となっております。

そこで、後任の監査委員につきましては、当広域連合規約第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により、その選任について議会の同意をいただきたく提出するものです。

後任の監査委員につきましては、三条市島田 3 丁目 9 番 17 号、笹川信子議員を選任したいとするものであります。

よろしくご同意をお願い申し上げます。

○**議長（志田常佳）** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 15 号「監査委員の選任について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

〔笹川議員 入場・着席〕

○議長（志田常佳） これで本日の日程は、全て終了しました。

以上で、平成 29 年新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時 25 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長

志田 崇佳

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

五位野 和夫

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

青木 順